

令和7年度第1回広陵町国民健康保険運営協議会《議事内容》

日 時 令和7年8月7日（木）

午後1時30分

場 所 広陵町役場 3階 大会議室

1 次第

- ・町長あいさつ
- ・会長あいさつ
- ・議事
 1. 広陵町国民健康保険条例の一部改正について（報告）
 2. 令和6年度 広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
 3. 高額療養費制度の見直しについて
- ・その他

2 配布資料

- ・会議次第
- ・令和7年度 第1回 広陵町国民健康保険運営協議会会議資料
- ・令和7年度 第1回 広陵町国民健康保険運営協議会（参考資料）

3 出席者

- ・国民健康保険運営委員 18名中16名出席
- ・理事者、関係部局及び事務局
 - 町長 企画総務部長 けんこう福祉部長 住民環境部長
 - 住民環境部次長 総務課長 税務課長 けんこう推進課長
 - 保険年金課長 保険年金課員

《会議の記録》

議事 1. 広陵町国民健康保険条例の一部改正について（報告）

事務局 改正内容について説明

- ・軽減判定所得基準額の引き上げ

委員 質疑なし

議事 2. 令和6年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

事務局 令和6年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明

委員 令和6年度の収納率は令和5年度より下がっている。生活が苦しくなって払っていけない人が多くなってきたと思う。滞納が多くなった内訳はどのように分析されているか。また、不納欠損は前年度よりも増えているので、不納欠損の内容を教えてください。

事務局 令和6年度の現年度分の所得における納付状況を確認したところ、滞納世帯のうち、所得100万円までの世帯の割合は約49%となっているが、金額では約14%ほどである。所得が200万円まで伸ばすと、世帯割合が約69%、滞納額割合が約32%を占める。世帯割合は所得が高い方より所得が低い方が滞納される割合が多くなるが、滞納額としては所得高い方が保険税自体が高いので、所得が高い方の占める割合が高くなる傾向になるという分析をしている。

不納欠損については、地方税法で三つの要件に該当した場合はできることになっている。一つ目として滞納処分することができる財産がないとき、二つ目として滞納することで生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、三つ目として所在および滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、これらの三つの要件に該当するときに執行を停止することができ、執行停止から3年経過したときは消滅する。

委員 県の持っている基金は、今どのくらいあるか。

事務局 昨年度の状態にはなるが、最新年度末の基金残高は、大体40億から45億までの間の金額であると聞いている。

委員 マイナンバーカードに保険情報を登録している人には資格情報のお知らせ、マイナ保険証を登録していない人には資格確認書が交付される。一方、厚労省の事務連絡で有効期限が切れた保険証でも医療機関を受診できるようにすると報道を聞いたが励行されているか。

事務局 暫定的に医療機関でオンラインの資格確認ができるのであれば保険診療で対応するとの通知は確認している。ただ、保険証の期限が切れたばかりで医療機関が今どう扱っているかは、分からないので、委員である医療機関等の先生方に聞けたらありがたい。

委員 (自身の) 病院では事務長に任せているのでわからないが、トラブルがあったってという情報は上がってきていない。

委員 マイナ保険証を取り入れてから5年が過ぎている。はじめに作られた方の更新期間はどのようになっているか。写真とかも変えないといけないと聞いているが、トラブルはないか。

事務局 その話は、マイナンバーカードの電子証明の有効期限のことかと思う。マイナンバーカードは10年の有効期間があり、その途中5年の誕生日の月末に電子証明書の有効期限が切れる。この更新は住民課で対応し、今年は手続きが必要な方が特に多く窓口の増設などをして対応している。

マイナ保険証は、マイナンバーカードの有効期限が切れた後3ヶ月は病院でマイナ保険証として使うことができるので、その期間内に更新すれば問題なく使えるが、有効期限を過ぎた方には、引き続き医療保険が使えるよう資格確認書を発行する。

委員 ある医療機関でマイナンバーカードを入れたところ、あなたの保険の自己負担割合は何割ですかって聞かれた。マイナ保険証の中にどういう情報が入っているのか。

事務局 医療機関でマイナ保険証を通すと自己負担割合、限度額、また、70歳以上の方には負担割合がわかるので、通常聞かれるようなことはないかと思う。個別に確認することになる。

《委員による採決 承認》

議事 3. 高額療養費制度の見直しについて

事務局 高額療養費制度の見直しについて説明

委員 令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、その財源を医療保険で徴収するというので1人当たり月額、令和8年は250円、令和9年度は350円と、毎年上がるような計画があると聞いている。県の基金が約45億円もあるのだから、被保険者に負担をかけさせないような計画はあるのか。

事務局 令和8年度から創設される子ども・子育て支援金に県の財政調整基金を充てられないかという話かと思うが、財政調整基金の使い方について県に確認すると基金の使用目的や

趣旨から子ども・子育て支援金に充当するのは難しいとの回答。

基金の使用目的は、加入者の医療給付が感染症などの拡大によって、予想以上に拡大したときに、その増額分を保険税から充てるのではなくて基金を充当することが本来の使い方となるので、子ども・子育て支援金が創設された部分を加入者から徴収せずに基金から充当するということは、本来の徴収の趣旨から考えても、難しいことになる。

委員 今物価も高くなって大変な生活の苦しい中、国保税が上がることを防いでいかなければならないと思う。その壁に市町村がなって欲しいとの意見を聞いておいてほしい。

(終了)